

○愛媛県条例第60号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(規模)

第11条 養護老人ホームは、20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第12条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - エ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

- (2) 静養室
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

- (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
- (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。
- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第13条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第

7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員

ア 常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

- (4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

- (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (6) 栄養士 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

- (2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

- (3) 看護職員

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超える100又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて、当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。

5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士
- (3) 診療所 事務員その他の従業者

6 前各項に定めるもののほか、養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（居室の定員）

第14条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（入退所）

第15条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、適切な援

助に努めなければならない。

(処遇計画)

第16条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第17条 養護老人ホームは、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置いて、自立した日常生活を営むのに必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭ししなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第21条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の業務)

第22条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該養護老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の業務)

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、当該処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 第28条第2項の苦情の内容等並びに第30条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第25条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第26条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第28条 養護老人ホームは、処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第29条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和41年10月1日前から存する養護老人ホームについては、第11条並びに第12条第1項、第4項第1号イ及び第5項第1号の規定は、当分の間、適用しない。

3 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについては、第12条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。

4 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについて第14条の規定を適用する場合においては、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とする」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。

5 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)について第12条第4項第1号イ及び第14条の規定を適用する場合においては、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等の面積を除き、33平方メートル」と、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とする」とあるのは「原則として2人以下とする」とする。

別表(第13条関係)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超える10又はその端数を増すごとに1を加えた数

○愛媛県条例第61号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第4条 第32条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第33条 第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第44条 第49条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条 第53条）

第6章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り居宅における生活に復帰することを念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2章 人員、設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 特別養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム(第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の14分の1以上とすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 静養室
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。
 - (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。
 - (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (8) 介護職員室
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (9) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める居室、静養室等については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超え50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超え130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で定期的に協議して検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第15条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第16条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、その処遇を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、行った処遇の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

6 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 特別養護老人ホームは、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の業務)

第24条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該特別養護老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第30条 特別養護老人ホームは、処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者への処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者への処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(通則)

第33条 ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、前章（第8条、第11条、第16条から第18条まで、第20条、第25条及び第26条を除く。）に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線を遮断すること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の14分の1以上とすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定めるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第38条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う^{しき}離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^{しごう}を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好^{しごう}に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかな

なければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」とする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(通則)

第44条 地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、第2章(第11条、第12条、第17条及び第31条を除く。)に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(設備の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の14分の1以上とすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって本体施設が特別養護老人ホームであるものについては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとすること。

(7) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める居室、静養室等については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（職員の配置の基準）

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員数は、1以上とすること。

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。

4 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号及び第5号から第7号までの職員を置かないことができる。

- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士
- (4) 診療所 事務員その他の従業者

5 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（介護）

第47条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭ししなければならない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 6 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（地域との連携等）

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（読替え）

第49条 地域密着型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは、「第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条、第47条及び第48条」とする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（通則）

第50条 第33条及び第44条の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章（第8条、第11条、第12条、第16条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第31条を除く。）、第3章（第36条、第38条及び第43条を除く。）、第46条及び第48条に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（設備の基準）

第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット

- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線を遮断すること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の14分の1以上とすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定めるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りで

ない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第52条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(読替え)

第53条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで、第48条及び第52条」とする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号。以下「昭和62年改正省令」という。)附則第4条第1項(昭和62年改正省令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。附則第5項において「設備運営基準省令」という。))第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、第11条第3項第14号、第36条第3項第6号、第45条第3項第14号及び第51条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号アの規定を適用する場合には、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第6項において同じ。)について第11条第4項第1号ア及びウ並びに第45条第4項第1号ア及びウの規定を適用する場合には、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第11条第4項第1号ウ及び第45条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等の面積を除き、4.95平方メートル」とする。

5 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、昭和62年改正省令附則第4条第2項(設備運営基準省令第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

6 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第11条第4項第9号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第45条第4項第9号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

(ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置)

7 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」

という。) 附則第3条第1項の規定により特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされた特別養護老人ホームが、第12条及び第3章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該特別養護老人ホームをユニット型特別養護老人ホームとみなす。

8 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、第3章(第36条第4項第1号イウを除く。)に規定する基準を満たすものについて同号イウの規定を適用する場合には、同号イウ中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置)

9 一部ユニット型特別養護老人ホーム(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第6条第1項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであって、介護保険法第48条第1項第1号の指定を受けている介護老人福祉施設であるものをいう。以下同じ。)の浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

10 第8条の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- (4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

11 一部ユニット型特別養護老人ホーム(ユニット部分に限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第8条、第11条、第16条から第18条まで、第20条、第25条及び第26条の規定は適用せず、第3章(第33条、第35条及び第43条を除く。)の規定を準用する。

12 一部ユニット型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第32条まで、附則第10項及び附則第11項において準用する第37条から第42条まで」とする。

(病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置)

13 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。
- (2) 食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診

療所の一般病床若しくは療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

○愛媛県条例第62号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 訪問介護
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条 第42条）
 - 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条 第47条）
- 第3章 訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針（第48条）
 - 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
 - 第3節 設備に関する基準（第51条）
 - 第4節 運営に関する基準（第52条 第59条）
 - 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条 第63条）
- 第4章 訪問看護
 - 第1節 基本方針（第64条）
 - 第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）
 - 第3節 設備に関する基準（第67条）
 - 第4節 運営に関する基準（第68条 第79条）
- 第5章 訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第80条）
 - 第2節 人員に関する基準（第81条）
 - 第3節 設備に関する基準（第82条）
 - 第4節 運営に関する基準（第83条 第89条）
- 第6章 居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針（第90条）
 - 第2節 人員に関する基準（第91条）
 - 第3節 設備に関する基準（第92条）
 - 第4節 運営に関する基準（第93条 第98条）
- 第7章 通所介護
 - 第1節 基本方針（第99条）
 - 第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）
 - 第3節 設備に関する基準（第102条）
 - 第4節 運営に関する基準（第103条 第113条）
 - 第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1款 通則（第114条・第115条）
 - 第2款 人員に関する基準（第116条・第117条）
 - 第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）
 - 第4款 運営に関する基準（第120条 第131条）
 - 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条 第135条）
- 第8章 通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第136条）

- 第2節 人員に関する基準（第137条）
- 第3節 設備に関する基準（第138条）
- 第4節 運営に関する基準（第139条 第146条）

第9章 短期入所生活介護

- 第1節 基本方針（第147条）
- 第2節 人員に関する基準（第148条・第149条）
- 第3節 設備に関する基準（第150条・第151条）
- 第4節 運営に関する基準（第152条 第168条）
- 第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準
 - 第1款 通則（第169条・第170条）
 - 第2款 設備に関する基準（第171条）
 - 第3款 運営に関する基準（第172条 第180条）
- 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第181条 第187条）

第10章 短期入所療養介護

- 第1節 基本方針（第188条）
- 第2節 人員に関する基準（第189条）
- 第3節 設備に関する基準（第190条）
- 第4節 運営に関する基準（第191条 第203条）
- 第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の設備及び運営に関する基準
 - 第1款 通則（第204条・第205条）
 - 第2款 設備に関する基準（第206条）
 - 第3款 運営に関する基準（第207条 第215条）

第11章 特定施設入居者生活介護

- 第1節 基本方針（第216条）
- 第2節 人員に関する基準（第217条・第218条）
- 第3節 設備に関する基準（第219条）
- 第4節 運営に関する基準（第220条 第236条）
- 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1款 通則（第237条・第238条）
 - 第2款 人員に関する基準（第239条・第240条）
 - 第3款 設備に関する基準（第241条）
 - 第4款 運営に関する基準（第242条 第247条）

第12章 福祉用具貸与

- 第1節 基本方針（第248条）
- 第2節 人員に関する基準（第249条・第250条）
- 第3節 設備に関する基準（第251条）
- 第4節 運営に関する基準（第252条 第262条）
- 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第263条・第264条）

第13章 特定福祉用具販売

- 第1節 基本方針（第265条）
- 第2節 人員に関する基準（第266条・第267条）
- 第3節 設備に関する基準（第268条）
- 第4節 運営に関する基準（第269条 第275条）

第14章 雑則（第276条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定等ができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額)をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る法第41条第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視するとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに有すべき訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新たに法第41条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 知事は、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設

備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(省令第64条第1号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第23条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、提供する指定訪問介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第25条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第29条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が、正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の業務)

第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- （運営規程）
- 第30条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他運営に関する重要事項
- （介護等の総合的な提供）
- 第31条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。
- （勤務体制の確保等）
- 第32条** 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- （衛生管理等）
- 第33条** 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- （掲示）
- 第34条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。
- （秘密保持等）
- 第35条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。
- （広告）
- 第36条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。
- （居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
- 第37条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- （苦情処理）
- 第38条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求

め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、指定訪問介護事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 4 指定訪問介護事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。この場合において、連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。
（地域との連携）

第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備及び保存）

第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第43条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに有すべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 知事は、基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第45条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 知事は、基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第46条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第25条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節及び第4節(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第48条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第49条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに有すべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 知事は、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第51条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第53条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、提供する指定訪問入浴介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

- (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。
- (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意するとともに、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。（緊急時等の対応）

第55条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の業務）

第56条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の指定訪問入浴介護事業所の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

（記録の整備及び保存）

第58条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第60条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに有すべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 知事は、基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第62条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要

な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第65条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに有すべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)

- ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5以上
- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

2 看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

3 知事は、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第64条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 知事は、指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準省令第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第78条の4第1項の規定により市町の条例で定める指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員に関する基準(看護職員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 知事は、指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法78条の4第1項の規定により市町の条例で定める指定複合型サービスの事業の人員に関する基準(看護職員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りで

ない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第67条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りる。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 知事は、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第68条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、提供する指定訪問看護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。

(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。

(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(5) 特殊な看護等を行わないこと。

(主治の医師との関係)

第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師の文書による指示を受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たり主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第74条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成したときは、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。この場合において、同項中「前2項」とあるのは、「次条第1項及び第5項」と読み替えるものとする。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、その指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（記録の整備及び保存）

第78条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 知事は、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第80

条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 知事は、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第83条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものとし、その方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
- (4) 利用者ごとに、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(記録の整備及び保存)

第88条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第87条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第87条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。))又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

2 知事は、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 知事は、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第93条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受け

ることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第94条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言に当たっては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。
- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報の提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議に参加することが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報の提供又は助言の内容を記載した文書を交付しなければならないこと。
- (7) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容を速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) その他運営に関する重要事項

(記録の整備及び保存)

第97条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び

第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第96条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第96条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第100条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位（指定通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 前項の規定にかかわらず、当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホーム（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定通所介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、当該指定通所介護事業所には、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 8 知事は、指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の

事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第102条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 知事は、指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第103条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定通所介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第104条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるようにするために必要な援助を行うこと。

(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

第106条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 指定通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所介護計画を作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

(運営規程)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第108条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第110条 指定通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定通所介護事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第111条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第114条 指定療養通所介護(指定通所介護のうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象として、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第103条、第104条、第108条から第111条まで及び第113条(第9条、第14条、第15条、第28条及び第56条の準用に係る部分を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の

解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第116条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに有すべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が、利用者15人当たり1人以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第117条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第118条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第127条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（心身の状況等の把握）

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図ることにより、利用者の心身の状況等を把握するよう努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第123条 指定療養通所介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活

を営むことができるようにするために必要な援助を行うこと。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図るとともに、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第124条 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者の管理者は、既に訪問看護計画書（第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、利用者ごとに、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第125条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともにその対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ決めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第128条第1項の緊急時対応医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第2項の規定は、緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の業務)

第126条 指定療養通所介護事業者の管理者は、従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の指定療養通所介護事業者の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業者の管理者は、従業者にこの款の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、その指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接する医療機関のうちから前項の緊急時対応医療機関を定めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、規則で定める期間に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討し、その結果を記録しておかなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要な対策を講じなければならない。

(記録の整備及び保存)

第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(読替え)

第131条 指定療養通所介護の事業についての第108条第3項及び第113条の規定の適用については、第108条第3項及び第113条中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、同条中「第107条」とあるのは「第127条」とする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員 基準該当通所介護の単位(基準該当通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず、当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 知事は、基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営され

ている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第134条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食事を行う場所及び機能訓練を行う場所とすることができること。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 知事は、基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第137条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに有すべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、利用者の数が100

又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - (1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者の数が10人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。
 - (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていること。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 知事は、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第138条** 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
 - 3 知事は、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

- 第139条** 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

- 第140条** 指定通所リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えること。

（通所リハビリテーション計画の作成）

- 第141条** 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 医師等の従業者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
 - 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(管理者等の業務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、当該指定通所リハビリテーション事業所の管理を代行させることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第145条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する規則に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第143条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第143条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

第147条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに有すべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上

- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものが有すべき前項に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる従業者の員数が確保されるために必要な数以上とする。
 - 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第41条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。
 - 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
 - 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、この限りでない。
 - 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 7 地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。
 - 8 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所には、これらの従業者を置かないことができる。
 - 9 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所には、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。
 - 10 知事は、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（利用定員等）

第150条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、この限りでない。

- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、これらの利用定員の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 4 知事は、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から第3項までに規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物 (利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。) は、耐火建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物 (同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。) とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等 (以下この章において「併設本体施設」という。) の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項に掲げる設備 (居室を除く。) を当該併設事業所における指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

6 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。
- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、規則で定める。

8 知事は、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第164条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第154条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定短期入所生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、相当の期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して指定短期入所生活介護を行わなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第156条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当の期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第157条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行

わなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第158条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第159条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第160条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第161条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第163条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号に係るものを除く。)に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第165条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所において、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号の指定短期入所生活介護事業所以外の指定短期入所生活介護事業所において、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(地域等との連携)

第166条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第167条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定

する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第169条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章並びに附則第18項及び第19項において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第150条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条、第166条、第167条及び第168条(第108条の準用に係る部分を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第170条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設ユニット型事業所(特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項に掲げる設備(ユニットを除く。)を当該併設ユニット型事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準条例第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)にあっては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

6 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第179条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下とすること。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とし、ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互の視線を遮断すること。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの利用者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、規則で定める。

8 知事は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第173条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第174条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第175条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第176条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第177条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に係るものを除く。)に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 前号のユニット型指定短期入所生活介護事業所以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (読替え)

第180条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての第152条、第168条及び同条において準用する第56条第2項の規定の適用については、同項中「この節の規定」とあるのは「この節及び次節第3款に規定するユニット型短期入所生活介護の事業の運営に関する基準」と、第152条及び第168条中「第164条」とあるのは「第177条」とする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第181条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第182条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに有すべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第184条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律の規定により指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 知事は、基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第166条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員等)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とする。この場合において、当該基準該当短期入所生活介護事業所には、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けなければならない。

2 知事は、基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第168条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。

- (2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 知事は、基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第187条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第188条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに有すべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第172条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養

介護の利用者。以下この条及び第201条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数については、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数については、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所に有すべき看護職員又は介護職員の員数の合計については、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。この場合においては、夜間における緊急連絡体制を整備するとともに、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しなければならない。
- 2 知事は、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号)第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所については、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号の規定に該当する指定短期入所療養介護事業所には、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 知事は、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受け

ることができる。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第193条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 短期入所療養介護事業者は、相当の期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して指定短期入所療養介護を行わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第194条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当の期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成したときは、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第195条 医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定居宅サービス等基準省令第148条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 指定居宅サービス等基準省令第148条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。

(機能訓練)

第196条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、及び日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第197条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつ^{しき}の自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び

介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第198条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の食事について、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第199条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第200条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備及び保存)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第200条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中「第164条」とあるのは「第200条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第204条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章及び附則第22項において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第191条、第194条から第196条まで、第202条及び第203条（第108条の準用に係る部分を除く。）に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第205条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第206条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行

う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 2 知事は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第191条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第191条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第208条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第209条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状、心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法

により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第210条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第211条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者^しの嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第212条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所^にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所^にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(読替え)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての第203条及び同条において準用する第56条第2項の規定の適用については、同項中「この節の規定」とあるのは「この節及び次節第3款に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準」と、第203条中「第200条」とあるのは「第212条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第216条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合にあっては、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第217条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに有すべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に、利用者の数が30を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第202条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1に、介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に、総利用者数が30を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第41条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させることが適当と認められるものとする。

る。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とすることで足りる。

（管理者）

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第219条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行うことができる適当な広さを有すること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに、非常用設備を備えているものを設置すること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

8 知事は、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第205条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第220条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第231条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第222条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第225条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第1項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第226条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(第217条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サ

ービス計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

(介護)

第227条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴することが困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならぬ。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第228条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第229条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第231条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業員の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業員によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者へ委託して行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第235条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第236条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第231条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第237条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。))の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第221条から第226条まで、第229条、第230条、第232条から第234条まで及び第236条(第159条の準用に係る部分を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第238条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合においても、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに有すべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第226条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1の合計数以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。)

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第41条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させることが適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

(管理者)

第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければ

ならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3款 設備に関する基準

第241条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができる。
- 4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
 - イ 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行うことができる適当な広さを有すること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 便所 居室のある階ごとに非常用設備を備えているものを設置すること。
 - (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 知事は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第229条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第244条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居（養護老人ホームへの入居を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（受託居宅サービスの提供）

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供したときは、当該受託居宅サービス事業者に、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第244条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型特定施設従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を、受託居宅サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第248条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たり契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、受託居宅サービスに係る業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(読替え)

第247条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業についての第236条において準用する第34条、第35条、第55条及び第56条第2項の規定の適用については、第236条後段の規定にかかわらず、第34条中「運営規程」とあるのは「第244条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、同項中「この節の規定」とあるのは「この節及び次節第4款に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準」とする。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業についての第223条第2項、第226条及び第232条の規定の適用については、同項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「を当該利用者」とあるのは「及び第243条第2項の受託居宅サービス事業者からの報告の内容を当該利用者」と、第226条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第232条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第248条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第249条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 知事は、指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具

貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者 第266条第1項
(管理者)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第259条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備
ア 清潔であること。
イ 消毒又は補修が行われた福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することができるものとする。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等に応じ適切な消毒効果を有するものとする。

3 知事は、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第252条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がない場合に、その後の請求にもかかわらず、当該利用者が正当な理由なく支払に応じないときは、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第253条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、提供する指定福祉用具貸与の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第254条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具

具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合は、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第255条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具貸与計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。この場合においては、第1項後段及び前3項の規定を準用する。

(運営規程)

第256条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第258条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じ適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備及び保存)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第262条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用

具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第263条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 知事は、基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準条例第252条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第264条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第248条、第250条、第251条並びに第4節(第252条第1項及び第262条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第265条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第266条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 知事は、指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項
- (3) 指定福祉用具貸与事業者 第249条第1項

(管理者)

第267条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準条例第254条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第257条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第269条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を利用者に提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第270条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により支払を受ける販売費用の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けたときは、次に掲げる書面を利用者に交付しなければならない。

(1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(2) 領収書

(3) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を確認することのできる書面

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第272条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第273条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具貸与の利用があるときは、第255条第1項に規定する福祉用具貸与と計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第274条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第275条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第253条、第256条から第258条まで並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第253条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第256条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条及び第258条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(規則への委任)

第276条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(記録の保存に関する経過措置)

2 この条例の施行前に完結した指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの提供に関する記録(この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。)の保存に係る第42条第2項(第47条において準用する場合を含む。)、第58条第2項(第63条において準用する場合を含む。)、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項(第135条において準用する場合を含む。)、第130条第2項、第145条第2項、第167条第2項(第187条において準用する場合を含む。)、第202条第2項、第235条第2項、第246条第2項、第261条第2項(第264条において準用する場合を含む。)及び第274条第2項の規定の適用については、これらの規定中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。

(指定短期入所生活介護事業所の設備の基準に関する経過措置)

3 特別養護老人ホーム又は地域密着型サービス等基準省令附則第10条第1項に規定するみなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所のうち、平成18年4月1日前からその入所定員が当該特別養護老人ホーム又はみなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの(同日において建築中であつたものを含む。)については、第150条第3項の規定は、適用しない。

4 平成12年4月1日前から存する専ら老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老福法」という。)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設又は老人短期入所施設(旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいい、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第151条第6項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第7項の規定は、適用しない。

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所に関する経過措置)

5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)附則第4条第1項の規定により指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされた指定短期入所生活介護事業所が、第9章第2節及び第5節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該指定短期入所生活介護事業所をユニット型指定短期入所生活介護事業所とみなす。

6 平成15年4月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、第9章第5節(第171条第6項第1号イ(イ)を除く。)に規定する基準を満たすものについて、同号イ(イ)の規定を適用する場合には、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)附則第2条第1項の規定により指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされた指定短期入所療養介護事業所が、第10章第2節及び第5節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該指定短期入所療養介護事業所をユニット型指定短期入所療養介護事業所とみなす。

(指定特定施設の設備の基準に関する経過措置)

8 指定居宅サービス等基準省令附則第13条の厚生労働大臣が定める有料老人ホームについては、第219条第3項又は第241条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

9 介護保険法の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成18年4月1日に定員4人以下であつたものについては、第219条第4項第1号ア及び第241条第4項第1号アの規定は、適用しない。

10 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム(同日において建築中であつたものを含む。)については、第241条第4項第1号アの規定は、適用しない。

(病床転換による旧療養型病床群等に係る病床を有する指定短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

11 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第190条第1項第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

12 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る一の病室の病床数の基準は、第190条第1項第3号の規定にかかわらず、4床以下とすることとする。

13 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る病室の床面積の基準は、第190条第1項第3号の規定

にかかわらず、内法による測定で、入院患者 1 人につき6.4平方メートル以上とすることとする。

14 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものに係る機能訓練室の基準は、第190条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、並びに必要な器械及び器具を備えることとする。

15 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第190条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

16 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る一の病室の病床数の基準は、第190条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、4 床以下とすることとする。

17 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 7 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る病室の床面積の基準は、第190条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者 1 人につき6.4平方メートル以上の面積とすることとする。

（一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する経過措置）

18 平成15年4月1日以前に指定短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以降に指定短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第 1 条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準省令（以下「指定居宅サービス等旧基準省令」という。）第140条の16第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（平成23年9月1日において改修中、改築中又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所を除く。）であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準省令第140条の16第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）の浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第20項において「ユニット部分」という。）及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

19 第164条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等旧基準省令第140条の16第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第148条第 2 項の規定の適用を受ける指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第 6 条第 1 項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームにあつては、第 3 号及び第 4 号に係るものを除く。）に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) ユニット部分の利用定員（第171条第 6 項第 1 号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第148条第 1 項に規定する利用定員をいう。）

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員

(5) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(7) 通常の送迎の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) その他運営に関する重要事項

20 指定居宅サービス等旧基準省令第140条の14に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（ユニット部分で行われるものに限る。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第147条、第151条、第154条、第155条、第157条、第158条、第162条、第164条、第165条及び第168条において準用する第108条の規定は適用せず、第 9 章第 5 節（第169条、第177条及び第180条を除く。）の規定を準用する。

21 指定居宅サービス等旧基準省令第140条の14に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての第152条、第168条及び同条において準用する第56条第 2 項の規定の適用については、同項中「この節」とあるのは「この節（第164条を除く。）」、附則第19項並びに附則第20項において準用する第172条から第176条まで、第178条及び第179条」と、第152条及び第168条中「第164条」とあるのは「附則第19項」とする。

（一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する経過措置）

22 平成17年10月1日以前に指定短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以降に指定

短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であって、指定
居宅サービス等旧基準省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(平成23年9月1日に
おいて改修中、改築中又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所(第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介
護事業所を除く。)であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療
養介護事業所に該当することとなるものを含む。)の診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理
室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニッ
トごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)及びそれ以外の部分に共通の
設備とすることができる。

23 第200条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等旧基準省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業
者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他運営に関する重要事項

24 指定居宅サービス等旧基準省令第155条の13に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業(ユニット部分で行われるものに
限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第188条、第190条、第192条、第193条、第197条、第198条から第200
条まで、第201条及び第203条において準用する第108条の規定は適用せず、第10章第5節(第204条、第212条及び第215条を除く。)の規
定を準用する。

25 指定居宅サービス等旧基準省令第155条の13に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての第203条及び同条におい
て準用する第56条第2項の規定の適用については、同項中「この節」とあるのは「この節(第200条を除く。)、附則第23項並びに附則
第24項において準用する第207条から第211条まで、第213条及び第214条」と、第203条中「第200条」とあるのは「附則第23項」とする。

○愛媛県条例第63号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 介護予防訪問介護
 - 第1節 基本方針(第5条)
 - 第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)
 - 第3節 設備に関する基準(第8条)
 - 第4節 運営に関する基準(第9条 第39条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条 第42条)
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条 第47条)
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針(第48条)
 - 第2節 人員に関する基準(第49条・第50条)
 - 第3節 設備に関する基準(第51条)
 - 第4節 運営に関する基準(第52条 第57条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第58条・第59条)
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第60条 第63条)
- 第4章 介護予防訪問看護
 - 第1節 基本方針(第64条)
 - 第2節 人員に関する基準(第65条・第66条)
 - 第3節 設備に関する基準(第67条)

- 第4節 運営に関する基準（第68条 第75条）
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条 第78条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第79条）
 - 第2節 人員に関する基準（第80条）
 - 第3節 設備に関する基準（第81条）
 - 第4節 運営に関する基準（第82条 第85条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針（第88条）
 - 第2節 人員に関する基準（第89条）
 - 第3節 設備に関する基準（第90条）
 - 第4節 運営に関する基準（第91条 第94条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）
- 第7章 介護予防通所介護
 - 第1節 基本方針（第97条）
 - 第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）
 - 第3節 設備に関する基準（第100条）
 - 第4節 運営に関する基準（第101条 第108条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第109条 第112条）
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第113条 第116条）
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第117条）
 - 第2節 人員に関する基準（第118条）
 - 第3節 設備に関する基準（第119条）
 - 第4節 運営に関する基準（第120条 第124条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第125条 第128条）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護
 - 第1節 基本方針（第129条）
 - 第2節 人員に関する基準（第130条・第131条）
 - 第3節 設備に関する基準（第132条・第133条）
 - 第4節 運営に関する基準（第134条 第143条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第144条 第151条）
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 通則（第152条・第153条）
 - 第2款 設備に関する基準（第154条）
 - 第3款 運営に関する基準（第155条 第159条）
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第160条 第164条）
 - 第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条 第171条）
- 第10章 介護予防短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針（第172条）
 - 第2節 人員に関する基準（第173条）
 - 第3節 設備に関する基準（第174条）
 - 第4節 運営に関する基準（第175条 第181条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第182条 第188条）
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 通則（第189条・第190条）
 - 第2款 設備に関する基準（第191条）
 - 第3款 運営に関する基準（第192条 第196条）
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第197条 第201条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針（第202条）
 - 第2節 人員に関する基準（第203条・第204条）

第3節 設備に関する基準（第205条）

第4節 運営に関する基準（第206条 第217条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第218条 第224条）

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 通則（第225条・第226条）

第2款 人員に関する基準（第227条・第228条）

第3款 設備に関する基準（第229条）

第4款 運営に関する基準（第230条 第234条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第235条・第236条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第237条）

第2節 人員に関する基準（第238条・第239条）

第3節 設備に関する基準（第240条）

第4節 運営に関する基準（第241条 第248条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第249条 第251条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第252条・第253条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第254条）

第2節 人員に関する基準（第255条・第256条）

第3節 設備に関する基準（第257条）

第4節 運営に関する基準（第258条 第262条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第263条 第265条）

第14章 雑則（第266条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定等をすることができる者、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- （2）介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- （3）法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- （4）常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定介護予防サービス事業者の指定等をすることができる者）

第3条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視するとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努

めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新たに法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の第4項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 知事は、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やか

に講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要支援認定の更新の申請が遅くとも当該要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者へ提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者へ支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の業務)

第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定

介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問介護計画を作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第42条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果을最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第43条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 知事は、基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第44条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第45条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第46条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する介護予防訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第41条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節、第4節(第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、第26条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

第48条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに有すべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
- (2) 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 知事は、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第51条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の業務)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備及び保存)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第57条 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等

について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意するとともに、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第60条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに有すべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
(2) 介護職員 1以上

2 知事は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第62条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)及び第36条から第38条まで並びに第1節、第4節(第52条第1項及び第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第64条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第65条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに有すべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。)
ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5以上
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

- (2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数
- 2 看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。
- 3 知事は、指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第67条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りる。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 知事は、指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第72条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、その指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(記録の整備及び保存)

第74条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第75条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第73条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第76条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。
- (3) 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画書を作成すること。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 特殊な看護等を行わないこと。
- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護の内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。

- (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。
- (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出すること。この場合においては、前各号の規定を準用する。
- (14) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

（主治の医師との関係）

第78条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師の文書による指示を受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、第2項の規定にかかわらず、同項の主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第79条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

- 2 知事は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

- 2 知事は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第82条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかな

なければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(記録の整備及び保存)

第84条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第85条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションが、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。この場合においては、前各号の規定を準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

- (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上

- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

2 知事は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 知事は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - (5) その他運営に関する重要事項
- (記録の整備及び保存)

第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第94条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第92条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第95条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供及び利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言を行うに当たっては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要であると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報の提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報の提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
- (7) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

- (3) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位（指定介護予防通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 前項の規定にかかわらず、当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホーム（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防通所介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、当該指定介護予防通所介護事業所には、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 8 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第99条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第100条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第102条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防通所介護の利用定員

(5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第103条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定介護予防通所介護事業所において当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第107条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第108条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第109条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、提供する指定介護予防通所介護の質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、指定介護予防通所介護が単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第110条 指定介護予防通所介護の方針は、第97条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。

(3) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防通所介護計画を作成すること。

(4) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(5) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。

(6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。

(9) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介

介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

- (1) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第111条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等適切なものを提供すること。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第112条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の要領を記載した書面等を作成し、従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境の整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に注意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第113条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位（基準該当介護予防通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては1に、15を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 前項の規定にかかわらず、当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準

該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第114条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第115条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食事を行う場所及び機能訓練を行う場所とすることができること。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第116条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第4節(第101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第117条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第118条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに有すべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては利用者の数を10で除して得た数以上確保されてい

ること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者の数が10人以下の場合にあつては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。
 - (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていること。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 知事は、指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 知事は、指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（管理者等の業務）

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理を代行させることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備及び保存）

第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第124条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第121条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、指定介護予防通所リハビリテーションが単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この節において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (10) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第128条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の要領を記載した書面等を作成し、従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境の整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に注意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

第129条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに有すべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものが有すべき前項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる従業者の員数が確保されるために必要な数以上とする。
 - 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。
 - 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護

老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。
- 8 地域密着型特別養護老人ホームに指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、これらの従業者を置かないことができる。
- 9 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 10 知事は、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（利用定員等）

第132条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、この限りでない。

- 2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、これらの利用定員の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 4 知事は、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第150条第1項から第3項までに規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び

当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項に掲げる設備（居室を除く。）を当該併設事業所における指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

6 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。
- (3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、規則で定める。

8 知事は、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第139条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利

用できるように必要な援助を行うよう努めなければならない。

(利用料等の受領)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次の各号(第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第140条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所以外の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(地域等との連携)

第141条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第143条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるの

は「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第144条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第145条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第129条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当の期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(介護)

第146条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第148条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第149条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は

その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 通則

(通則)

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章並びに附則第16項及び第17項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第132条、第4節(第136条、第139条、第140条及び第143条(第103条の準用に係る部分に限る。))を除く。)及び第5節(第146条、第147条及び第151条を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設ユニット型事業所(特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項に掲げる設備(ユニットを除く。)を当該併設ユニット型事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準条例第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)にあっては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

6 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第158条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下とすること。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とし、ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互の視線を遮断すること。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとする。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの利用者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者が使用するのに適したものとする。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者が使用するのに適したものとする。

- (2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとする。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、規則で定める。

8 知事は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものでなければならない。

(運営規程)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に係るものを除く。）に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所以外のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(読替え)

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業についての第134条、第143条及び同条において準用する第54条第2項の規定の適用については、同項中「及び次節の規定」とあるのは、「次節並びに第6節第3款及び第4款に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に関する基準」と、第134条及び第143条中「第139条」とあるのは「第156条」とする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第160条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第161条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しづきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好しよを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第163条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(読替え)

第164条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業についての第145条の規定の適用については、同条中「第129条」とあるのは、「第153条」とする。

第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第165条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。))第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに有すべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第168条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律の規定により指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 知事は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第182条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員等)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とする。この場合において、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 知事は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第184条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されたものとすること。

- (2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。

- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 知事は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第171条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条」とあるのは「第171条において準用する第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第145条中「第129条」とあるのは「第171条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

第172条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第173条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに有すべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者

(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第189条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第188条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第179条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数については、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数については、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所に有すべき看護職員又は介護職員の員数の合計については、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。この場合においては、夜間における緊急連絡体制を整備するとともに、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しなければならない。
- 2 知事は、指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第189条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号)第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号の規定に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所には、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 知事は、指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(身体的拘束等の禁止)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備及び保存)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第181条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第178条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第182条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- (指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第183条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第172条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当の期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

第184条 医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定介護予防サービス等基準省令第198条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 指定介護予防サービス等基準省令第198条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。

(機能訓練)

第185条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、及び日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第186条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭ししなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の食事について、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事をと

ることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第188条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 通則

(通則)

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章及び附則第20項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第175条、第177条、第180条、第181条(第103条の準用に係る部分を除く。)及び第182条から第185条までに定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第190条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したもとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有すること。

2 知事は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第206条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(運営規程)

第193条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(読替え)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業についての第181条及び同条において準用する第54条第2項の規定の適用については、同項中「及び次節の規定」とあるのは、「次節並びに第6節第3款及び第4款に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営に関する基準」と、第181条中「第178条」とあるのは「第193条」とする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第197条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)

第198条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第200条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(読替え)

第201条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業についての第183条の規定の適用については、同条中「第172条」とあるのは、「第190条」とする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第202条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定介護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合にあつては、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有すべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1に、利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に、利用者の数が30を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居室サービス等基準条例第216条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居室サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1に、利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に、総利用者数が30を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させることが適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とすることで足りる。

（管理者）

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第205条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者に移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。））、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。

4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。））、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行うことができる適当な広さを有すること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに、非常用設備を備えているものを設置すること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
- 8 知事は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第219条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第212条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため入居者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第207条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第208条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供するときは、前項に規定する利用者の同意を得た旨及び利用者の氏名等が記載された書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を連合会に委託している場合にあっては、当該連合会）に提出しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第209条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第210条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業員の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者へ委託して行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第217条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第212条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業員」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業員」とあるのは「介護予防特定施設従業員」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第218条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がある能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの

提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第202条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。
- (8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(介護)

第220条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴することが困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第221条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第222条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第224条 第148条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 通則

(通則)

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により当該介護予防特定施設サービス計画に基づ

き行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第4節（第206条、第212条及び第216条を除く。）、第218条、第219条、第222条及び第223条に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第226条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有すべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第238条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1の合計数以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤の者でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させることが適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（管理者）

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3款 設備に関する基準

第229条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けなければならない。

- 4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行うことができる適当な広さを有すること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 便所 居室のある階ごとに非常用設備を備えているものを設置すること。
 - (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 知事は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第241条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、入居(養護老人ホームへの入居を除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(運営規程)

第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準省令第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たり契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、受託介護予防サービスに係る業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(読替え)

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業についての第217条において準用する第31条、第33条、第53条及び第54条第2項の規定の適用については、第217条後段の規定にかかわらず、第31条中「第27条」とあるのは「第231条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条第2項中「及び次節の規定」とあるのは「次節並びに第6節第4款及び第5款に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準」とする。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業についての第209条第2項及び第213条の規定の適用については、同項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「を当該利用者」とあるのは「及び第235条第2項の受託介護予防サービス事業者からの報告の内容を当該利用者」と、第213条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受託介護予防サービスの提供)

第235条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供したときは、当該受託介護予防サービス事業者に、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(読替え)

第236条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業についての第219条の規定の適用については、同条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」とする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

第237条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第12項の厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第238条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 知事は、指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第249条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)

指定居宅サービス等基準条例第249条第1項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第266条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第266条第1項

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第255条第1項
(管理者)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第245条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 消毒又は補修が行われた福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することができるものとする。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等に応じ適切な消毒効果を有するものとする。

3 知事は、指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第248条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第251条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がない場合に、その後の請求にもかかわらず、当該利用者が正当な理由なく支払に応じないときは、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第242条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じ適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第242条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備及び保存)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第248条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第249条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第237条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行うこと。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第251条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第265条第1項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づき介護予防福祉用具貸与の提供を開始した時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。この場合においては、第1項後段及び第2項から第4項までの規定を準用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第252条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 知事は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第263条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第253条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第238条を除く。)、第3節、第4節(第241条第1項及び第248条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第253条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 指定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

第254条 指定介護予防サービスに該当する指定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第255条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに有すべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 知事は、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第249条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第266条第1項
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第238条第1項

(管理者)

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第268条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第258条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を利用者に提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第259条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の規定により支払を受ける費用の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第260条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けたときは、次に掲げる書面を利用者に交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (2) 領収書
- (3) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要を確認することができる書面

(記録の整備及び保存)

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第262条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項、第242条から第244条まで並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条及び第244条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第246条中「第242条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第263条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、指定特定介護予防福祉用具販売が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第264条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- (2) 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第265条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第251条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って指定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該指定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第14章 雑則

(規則への委任)

第266条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(記録の保存に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に完結した指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの提供に関する記録（この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。）の保存に係る第39条第2項（第47条において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第63条において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第107条第2項（第116条において準用する場合を含む。）、第123条第2項、第142条第2項（第171条において準用する場合を含む。）、第180条第2項、第216条第2項、第233条第2項、第247条第2項（第253条において準用する場合を含む。）及び第261条第2項の規定の適用については、これらの規定中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準に関する経過措置)

- 3 特別養護老人ホーム又は地域密着型サービス等基準省令附則第10条第1項に規定するみなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、平成18年4月1日前からその入所定員が当該特別養護老人ホーム又はみなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの（同日において建築中であつたものを含む。）については、第150条第3項の規定は、適用しない。
- 4 指定居宅サービス等基準条例附則第4項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、第133条第6項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第7項の規定は、適用しない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準に関する経過措置)

- 5 指定居宅サービス等基準条例附則第6項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における第154条第6項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(指定介護予防特定施設の設備の基準に関する経過措置)

6 指定居宅サービス等基準条例附則第 8 項の規定の適用を受けているものについては、第205条第 3 項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

7 平成18年 4 月 1 日前から存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第205条第 4 項第 1 号ア及び第229条第 4 項第 1 号アの規定は、適用しない。

8 平成18年 4 月 1 日前から存する養護老人ホーム (同日において建築中であったものを含む。) については、第229条第 4 項第 1 号アの規定は、適用しない。

(病床転換による旧療養型病床群等に係る病床を有する指定介護予防短期入所療養介護事業所に関する経過措置)

9 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成13年厚生労働省令第 8 号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則第 3 条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。) に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

10 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 3 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る一の病室の病床数の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、4 床以下とすることとする。

11 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 6 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る病室の床面積の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者 1 人につき 6.4 平方メートル以上とすることとする。

12 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものに係る機能訓練室の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、並びに必要な器械及び器具を備えることとする。

13 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。) に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

14 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る一の病室の病床数の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、4 床以下とすることとする。

15 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 7 条の規定の適用を受けている病室を有するものに係る療養病床に係る病室の床面積の基準は、第174条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者 1 人につき 6.4 平方メートル以上とすることとする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する経過措置)

16 平成23年 9 月 1 日前から存する指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (平成23年厚生労働省令第106号) 第 7 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準省令 (以下「指定介護予防サービス等旧基準省令」という。) 第167条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの (同日において改修中、改築中又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日以後に指定介護予防サービス等旧基準省令第167条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。) の浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一設備をもって、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分 (次項及び附則第18項において「ユニット部分」という。) 及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

17 第139条の規定にかかわらず、指定介護予防サービス等旧基準省令第167条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項 (第130条第 2 項の規定の適用を受ける指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則第 6 条第 1 項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームにあつては、第 3 号及び第 4 号に係るものを除く。) に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) ユニット部分の利用定員 (第154条第 6 項第 1 号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。) 及びそれ以外の部分の利用定員 (第130条第 1 項に規定する利用定員をいう。)

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員

- (5) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 通常の送迎の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) その他運営に関する重要事項
- 18 指定介護予防サービス等旧基準省令第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット部分で行われるものに限る。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第129条、第133条、第136条、第139条、第140条、第143条において準用する第103条、第146条、第147条及び第151条の規定は適用せず、第9章第6節（第152条、第156条、第159条及び第164条を除く。）の規定を準用する。
- 19 指定介護予防サービス等旧基準省令第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業についての第134条、第143条、同条において準用する第54条第2項及び第145条の規定の適用については、同項中「この節及び次節」とあるのは「この節（第139条を除く。）、次節、附則第17項並びに附則第18項において準用する第155条、第157条、第158条及び第160条から第163条まで」と、第134条及び第143条中「第139条」とあるのは「附則第17項」と、第145条中「第129条」とあるのは「第129条及び第153条」とする。
（一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する経過措置）
- 20 平成23年9月1日前から存する指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、指定介護予防サービス等旧基準省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもの（同日において改修中、改築中又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日以後に指定介護予防サービス等旧基準省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）の診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 21 第178条の規定にかかわらず、指定介護予防サービス等旧基準省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) 施設利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他運営に関する重要事項
- 22 指定介護予防サービス等旧基準省令第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット部分で行われるものに限る。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第172条、第174条、第176条、第178条、第179条、第181条において準用する第103条、第186条、第187条及び第188条の規定は適用せず、第10章第6節（第189条、第193条、第196条及び第201条を除く。）の規定を準用する。
- 23 指定介護予防サービス等旧基準省令第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業についての第181条、同条において準用する第54条第2項及び第183条の規定の適用については、同項中「この節及び次節」とあるのは「この節（第178条を除く。）、次節、附則第21項並びに附則第22項において準用する第192条、第194条、第195条及び第197条から第200条まで」と、第181条中「第178条」とあるのは「附則第21項」と、第183条中「第172条」とあるのは「第172条及び第190条」とする。

○愛媛県条例第64号

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条）
- 第3章 設備に関する基準（第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条 第43条）
- 第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第44条・第45条）

第2節 設備に関する基準（第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条 第54条）

第6章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（入所定員）

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

（基本方針）

第4条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活に復帰することを念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第5条 指定介護老人福祉施設が有すべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超え50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超え130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第48条第1項第1号の指定を受ける場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員に関する基準は、規則で定める。

第3章 設備に関する基準

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。
 - (7) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (8) 廊下幅 1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。
 - (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議して検討するとともに、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情

報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から、利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じ、その処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、並びに入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容に

ついて、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入所者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（介護）

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しほ}しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第19条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第20条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第21条 指定介護老人福祉施設は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第23条 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所者が、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者による管理）

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。

（管理者の業務）

第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の当該指定介護老人福祉施設の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (5) 第39条第2項の苦情の内容等並びに第41条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

（運営規程）

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、地震、風水害、当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定介護老人福祉施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該指定介護老人福祉施設において当面の避難生活をするように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第33条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措

置を講じなければならない。

(協力病院等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

(秘密保持等)

第36条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第37条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定介護老人福祉施設は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第40条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第43条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(通則)

第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、前章(第16条、第18条、第19条、第21条及び第29条から第31条までを除く。)に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線を遮断すること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

(4) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第47条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第48条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第54条 ユニット型指定介護老人福祉施設についての第7条、第27条第2項及び第35条の規定の適用については、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、同項中「この章の規定」とあるのは「この章及び第5章第3節に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関する基準」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」とする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の指定を受けている介護老人福祉施設(この条例の施行の日において建築中のものであって同日以後に同号の指定を受けたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第6条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)について第6条第1項第1号ア及びイの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等の面積を除き、4.95平方メートル」とする。
- 4 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第2項(同省令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。
- 5 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第6条第1項第7号ア(食堂及び機能訓練室の面積を合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

(運営の基準に関する経過措置)

- 6 当分の間、第14条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)」とする。
- 7 この条例の施行前に完結した指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録(この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。)の保存に係る第43条第2項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基準に関する経過措置)

- 8 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)附則第4条第1項の規定により指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされた指定介護老人福祉施設が、第2章及

び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該指定介護老人福祉施設をユニット型指定介護老人福祉施設とみなす。

9 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、第5章（第46条第1項第1号イ(イ)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第46条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に関する経過措置）

10 一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第3条第1項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の浴室及び医務室については、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）の入居者及びそれ以外の部分の入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

11 第29条の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- (4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

12 一部ユニット型指定介護老人福祉施設（ユニット部分に限る。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第4条、第3章、第16条、第18条、第19条、第21条及び第29条から第31条までの規定は適用せず、第5章（第44条、第51条及び第54条を除く。）の規定を準用する。

13 一部ユニット型指定介護老人福祉施設についての第7条、第27条第2項及び第35条の規定の適用については、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「附則第11項に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「この章（第29条を除く。）」、附則第11項並びに附則第12項において準用する第47条から第50条まで、第52条及び第53条」と、第35条中「運営規程」とあるのは「附則第11項に規定する重要事項に関する規程」とする。

（病床の転換により開設した指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する経過措置）

14 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。
- (2) 食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当

該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とすることとする。

○愛媛県条例第65号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 人員に関する基準(第4条)
- 第3章 施設及び設備に関する基準(第5条・第6条)
- 第4章 運営に関する基準(第7条 第42条)
- 第5章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 通則(第43条・第44条)
 - 第2節 施設及び設備に関する基準(第45条)
 - 第3節 運営に関する基準(第46条 第53条)
- 第6章 雑則(第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 介護老人保健施設が有すべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。) 常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数にあつては看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数にあつては看護・介護職員の総数の7分の5程度とすることをそれぞれ標準とする。)
- (3) 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあつては、常勤の支援相談員1に、常勤換算方法で、当該100を超える部分の数を100で除して得た数を加えた数以上)
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (5) 栄養士 入所定員の数が100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。)
- (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第94条第1項の許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置

される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号から第6号までの職員を置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- 4 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- 5 前各項に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員に関する基準は、規則で定める。

第3章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を当該サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有するほか、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所
 - ア 療養室のある階ごとに設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 常夜灯を設けること。

3 第1項に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をい

う。以下同じ。)とすることができる。

- (2) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議して検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年

月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から、利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

4 介護老人保健施設は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じ、その療養を適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、提供する介護保健施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護老人保健施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、並びに入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入所者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応

じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。)第15条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
 - (6) 介護老人保健施設基準省令第15条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。
- (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の医師は、必要がある場合を除き、入所者のために他の医師若しくは歯科医師の往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療の状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 介護老人保健施設は、褥瘡^{いしこう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 介護老人保健施設は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第22条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮して、入所者ができる限り離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護老人保健施設は、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護老人保健施設は、入所者が、正当な理由なく介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)の職務に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の業務)

第27条 介護老人保健施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の当該介護老人保健施設の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第38条第2項の苦情の内容等並びに第40条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

(運営規程)

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護老人保健施設は、地震、風水害、当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活を行うことができ

るよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 介護老人保健施設は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第42条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存

しなければならない。

第5章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(通則)

第43条 ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、第4章(第16条、第21条、第22条、第24条、第29条から第31条までを除く。)に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあっては、本体施設の施設を当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあっては、併設される病院又は診療所の施設を当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット(療養室を除く。)

ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面所

(ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

- (2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
 - (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (4) 階段には、手すりを設けること。
 - (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。この場合において、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
 - (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第3節 運営に関する基準

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第46条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、提供する介護保健施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第47条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡じくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食 事)

第48条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第49条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第53条 ユニット型介護老人保健施設についての第7条、第27条第2項及び第35条の規定の適用については、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、同項中「この章の規定」とあるのは「この章及び第5章第3節に規定するユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」とする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、平成4年9月30日以前に老人保健施設（施行法第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設されたものについて、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であって、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成11年厚生省令第91号）第1条の規定による廃止前の老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号。以下「旧老人保健施設

- 基準省令」という。)附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第6条第1項第2号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 みなし介護老人保健施設であって、旧老人保健施設基準省令附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第6条第1項第5号アの規定は、適用しない。
- 5 介護老人保健施設基準省令附則第8条に規定する病床転換による介護老人保健施設であって第6条第1項第5号アの規定に適合しないもの(病床の転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
(運営の基準に関する経過措置)
- 6 この条例の施行前に完結した介護保健施設サービスの提供に関する記録(この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。)の保存に係る第42条第2項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。
(ユニット型介護老人保健施設の基準に関する経過措置)
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)附則第6条第1項の規定により介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなされた介護老人保健施設が、第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該介護老人保健施設をユニット型介護老人保健施設とみなす。
- 8 平成17年10月1日前から法第94条第1項の許可を受けている介護老人保健施設であって、第5章に規定する基準を満たすものについて、第45条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 9 平成18年4月1日前から存する療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)又は一般病床(同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)を同日以降に転換をすることにより開設したサテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下の幅については、当分の間、第6条第1項第5号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
(病床の転換により開設した介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関する経過措置)
- 10 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 11 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合の当該転換に係る食堂の基準は、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。
(1) 必要な広さを有するものとし、機能訓練室の面積と合計した面積は、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。この場合においては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保しなければならない。
(2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- 12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 14 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とすることとする。

○愛媛県条例第66号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 設備に関する基準（第5条 第7条）
- 第4章 運営に関する基準（第8条 第41条）
- 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準
 - 第1節 通則（第42条・第43条）
 - 第2節 設備に関する基準（第44条 第46条）
 - 第3節 運営に関する基準（第47条 第54条）
- 第6章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、旧法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）が有すべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- (5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）が有すべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護支援専門員 1以上

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）が有すべき従業者の員数は、

次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
 - ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）
- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員に関する基準は、規則で定める。

第3章 設備に関する基準

（構造設備）

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - (3) 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
 - (4) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えるものとすること。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者及び家族が談話を楽しめる広さを有するものとすること。
 - (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有するものとすること。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第6条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - (3) 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
 - (4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えるものとすること。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者及び家族が談話を楽しめる広さを有するものとすること。
 - (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有するものとすること。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第7条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。
 - (4) 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）としなければならない。
 - (5) 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えるものとすること。
 - (6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面

積を有するものとする。

(7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有するものとする。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮した広さを有するものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第 4 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第 28 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第 9 条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 10 条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 11 条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 12 条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第 13 条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員の数から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時に療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合は、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 14 条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該患者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該患者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 15 条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(旧法第 48 条第 4 項の規定により施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供したときは、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける

利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則に定める費用の額の支払を入院患者から受けることができる。

4 指定介護療養型医療施設は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第17条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を踏まえて、その療養を適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入院患者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、並びに入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入院患者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握(入院患者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入院患者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

11 計画担当介護支援専門員は、入院患者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(診療の方針)

第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成

24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準省令」という。)第16条の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- (1) 診療は、医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入院患者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定介護療養型医療施設基準省令第16条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 指定介護療養型医療施設基準省令第16条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第20条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状況、病状及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の自立の支援に配慮して、入院患者ができる限り離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第23条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のレクリエーションのための行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しない場合
- (2) 正当な理由なく指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(管理者による管理)

第25条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第12条第2項の規定による許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の業務)

第26条 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の当該指定介護療養型医療施設の管理を、一元

的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第27条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 第37条第2項の苦情の内容等並びに第39条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養型医療施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養型医療施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養型医療施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 指定介護療養型医療施設は、地震、風水害、当該指定介護療養型医療施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入院患者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入院患者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入院患者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定介護療養型医療施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入院患者が当該指定介護療養型医療施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第32条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力歯科医療機関)

第33条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第37条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う旧法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第41条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(通則)

第42条 ユニット型指定介護療養型医療施設(施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第4章(第17条、第21条から第23条まで及び第28条から第30条までを除く。)に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければなら

ない。

第2節 設備に関する基準

(構造設備)

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互の視線を遮断すること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入院患者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、食堂と兼ねることができる。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互の視線を遮断すること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入院患者が交流し、及び共同で日常生活を営むた

めの場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、食堂と兼ねることができる。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互の視線を遮断すること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入院患者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮した広さを有するものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第3節 運営に関する基準

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第47条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状、心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡じくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的にこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たったの留意事項

- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業員によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第54条 ユニット型指定介護療養型医療施設についての第8条、第26条第2項及び第34条の規定の適用については、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、同項中「この章の規定」とあるのは「この章及び第5章第3節に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の運営に関する基準」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」とする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(人員の基準に関する経過措置)
- 2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)が有すべき従業員の員数は、当分の間、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。この場合において、そのうちの1については看護職員とするものとする。
 - (3) 介護支援専門員 1以上
- 3 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員の員数については、当分の間、第4条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を有する指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第4条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは、「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」とする。
- 5 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第33号。以下「平成24年改正省令」という。)第1条の規定による改正前の医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 6 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、平成24年改正省令第1条の規定による改正前の医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設が有すべき従業員の員数は、第4条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。)
- 7 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数については、当分の間、第4条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以

上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟の入院患者数を4で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟の入院患者数を5で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

（設備の基準に関する経過措置）

- 8 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第5条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 9 平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第6条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 10 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第7条第2項第1号中「4床」とあるのは、「6床」とする。
- 11 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 12 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、平成24年改正省令第1条の規定による改正前の医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 13 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、平成24年改正省令第1条の規定による改正前の医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。
- 14 平成13年3月1日前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、第7条第2項第2号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。
- 15 平成13年改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院又は診療所の病室に隣接する廊下（附則第8項、第9項及び第11項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第5条第2項第3号及び第6条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」と、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。

（運営の基準に関する経過措置）

- 16 この条例の施行前に完結した指定介護療養施設サービスの提供に関する記録（この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。）の保存に係る第41条第2項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。

（ユニット型指定介護療養型医療施設に関する経過措置）

- 17 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第8条第1項の規定により指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなされた指定介護療養型医療施設が、第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、当該指定介護療養型医療施設をユニット型指定介護療養型医療施設とみなす。

○愛媛県条例第67号

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例（平成17年愛媛県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整交付金の額)</p> <p>第3条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>9分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>9分の3</u>に相当する額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(調整交付金の額)</p> <p>第3条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>7分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>7分の1</u>に相当する額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第68号

ふるさと愛媛の中小企業振興条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

ふるさと愛媛の中小企業振興条例

愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。

しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。

このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、基盤となる中小企業の持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 県内に所在する商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援等を目的として設立された団体をいう。
- (3) 大学等 県内の大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。
- (4) 県産品等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 県内で生産され、又は採取された物品
 - イ 県内で製造され、又は加工された物品
 - ウ 県内で提供されるサービス等

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の持続的発展が県民生活の向上に寄与することへの理解を深め、中小企業者が供給する県産品等に対する需要の増進を図ることを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者の公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限しないことを基本として行われなければならない。
- 3 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然等の県内各地域が特性として有する地域資源の有効活用を図ることを基本として行われなければならない。

(基本方針)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の新たな製品及び技術の開発を促進すること。
- (2) 中小企業者の販路開拓を支援すること。
- (3) 中小企業者の創業並びに新たな事業の創出、発展及び定着を促進すること。
- (4) 中小企業者の経営の革新の促進及び経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者の技能の継承並びに事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

- (6) 中小企業者が供給する県産品等の情報を提供すること。
- (7) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること。
- (8) 中小企業者が供給する県産品等の県又は県出資法人が執行する事業等における優先的な使用に努めること。
- (9) 中小企業者が供給する県産品等の市町が執行する事業等における優先的な使用の促進を図ること。
- (10) 中小企業者の受注機会の拡大を図ること。
- (11) 中小企業者の知的財産の活用及び産学官の連携強化を図ること。
- (12) 地域の多様な資源及び特性を活かした事業活動を促進するための環境整備を図ること。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業団体、大学等との連携に努めるとともに、県民の協力を促すために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び公正かつ自由な競争の確保に留意しつつ、中小企業の経済活動の強化に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自発的に努力し、及び創意工夫を行って事業活動に取り組むとともに、その経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会と密接な連携を確保し、県産品等の優先的な使用により地域の振興に資するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、地域の人材の育成及び研究成果の普及が中小企業の振興に資するものであることを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、中小企業の振興が本県を活性化し、及び県民生活の向上に寄与することを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町に対する支援)

第10条 県は、市町の中小企業の振興に関する取組みを支援するため、助言、情報の提供等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、中小企業者、学識経験のある者等の意見等を聴取するための場を設け、その意見等を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。